



## Vol.192

杜若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

### ★自主退職をしていないのに離職票を送付する行為は解雇に当たるか？

#### 1 たまに起きる離職票送付に関わる解雇紛争

例えば、会社経営者と従業員が従業員の勤務態度について感情的なやりとりに発展することがあります。その際に、従業員が突然会社からいなくなり連絡が取れなくなることがあります。

会社としては「連絡が取れないということは出社をする意思がないのであるから、会社を退職した」と解釈することがあり、退職届などが無いのにもかかわらず「自己都合退職」を理由に離職票を送付してしまうことがあります。

このような場合、連絡が取れないわけですから、会社の解釈のとおり、自己都合退職をしたいと扱う解釈も可能かもしれませんが、一方的に労働契約を終了させる意思を従業員に伝達しているという点において解雇と解釈することも可能です。

このような紛争はたまに起きることがあり、私も何度か実務上対応したことがあります。最近の裁判例にこの問題を取りあげたものがありますので、本号でも解説したいと思います。

#### 2 S社事件（東京地裁令和4年4月12日判決）

本件で被告になったのは、飲食店の経営等を目的とする株式会社です。

原告は、調理人として被告で勤務していました。原告は、被告が離職理由を原告の一身上の都合とする内容虚偽の離職票を労働保険事務組合に提出し、東京食品福祉厚生事業団経由で離職票を送り届けたことは解雇に当たると主張しました。

これに対し、被告は、解雇扱いとすることは気の毒であると思って離職票を発行、送付したにすぎず、解雇を行ったものではないなどとして争いました。

しかし、裁判所は、次のとおり述べて、離職票の送付行為の法的性質を解雇だと理解したうえ、その違法性（不法行為）を認めました。

「被告は、令和元年5月29日、本件離職票を作成し、これを同月31日頃、原告に受け取らせたが、原告と被告は退職の合意をしておらず、原告が退職の意思表示をしたものでもないから、本件離職票の送付は、被告による解雇の意思表示と認めるのが相当である。」

「この点、被告は、原告の言動から就労意思を欠いているとみなさざるを得ず、本件労働契約を終了させることにしたが、解雇扱いにするのを気の毒に思い、温情で、退職扱いにする趣旨で本件離職票を作成、送付したものである旨を主張する。しかしながら、被告の主張によっても、原告が退職の意思表示をしていないことには変わりはなく、被告が本件離職票を作成、送付した意図が本件労働契約を終了させることにあった以上、解雇をしたものと認めるのが相当である。」

「原告は、同年3月29日以降、就労することが困難な状態にあり、被告が本件労働契約を終了させると判断したことについて、相応の理由があったことは窺われる。しかしながら、他方で、証拠（略）によれば、原告及び原告妻は、被告に対し、体調不良を理由に欠勤せざるを得ない状態にあることを伝えつつも、被告を退職する意思はないことを明らかにしていたことが認められるから、被告としては、原告に対し、休職制度の利用や有給休暇取得等の手続をとることを案内すべきであったというべきであるが、本件全証拠を検討しても、被告がそのような案内や手続を十分に行ったとは認めることができない。そして、被告は、平成31年4月30日の面談において、原告が雇用継続を求める意思を示していたにもかかわらず、本件就業規則上定められた休職の措置もとらずに、本件離職票を受け取らせるという方法で解雇を通知したものであることに照らすと、上記解雇は違法であると言わざるを得ない。」

### 3 一方的な離職票の送付行為は解雇

上述のとおり、裁判所は、離職理由を一身上の都合とする離職票を一方的に送付する行為の法的性質を解雇だと理解しました。

会社と諍いを起こして、退職届を出さないまま、会社に出勤しなくなる事例はよくあります。その際に、面倒になって自己都合退職を退職理由として離職票を出してしまうことがあります。そのような場合は実務上解雇を行ったと認定され、解雇理由が無い場合は、違法解雇となり解決金を支払わざるを得ない場合がありますので注意が必要です。

### 4 実態は自主退職なのにもかかわらず「離職理由を解雇と書いてくれ」と頼まれてその通り記載して離職票を送付する行為は解雇に当たるか？

本件の事例とは異なりますが、実態は自主退職にもかかわらず「失業保険を早く受給したいから離職理由を解雇と書いてくれ」と会社担当者に頼んで離職票を送付させ、その後解雇されたとして解決金を要求した事案がありました。労働審判になり、全て口頭のやりとりであり、経緯を証明することができなかつたため、離職票の送付は解雇通知に当たると判断され、解決金を支払うことで和解をせざるを得ませんでした。

離職理由と離職票の送付については注意が必要です。

以上